

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 個人県民税関係

平成二十七年四月一日以後に支出する地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、地方税法に定めるところによって、個人の県民税に関する申告書を提出することに代えて、当該寄附金を支出する際、当該地方団体の長に対し、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した申告特例通知書の送付を求めることができることとした。

2 法人県民税関係

(1) 法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算することとした。

(2) 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずることとした。

3 法人事業税関係

資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の事業税の税率について、平成二十七年四月一日から開始する事業年度に係る法人の事業税の税率を次のとおりとすることとした。

付加価値割	資本割	所得割	
百分の〇・七二 （現行 百分の〇）	千分の〇・三 （現行 百分の〇）	所得のうち年四百万円以下の金	百分の一・六 （現行 百分の二）

○・四八)

・二)

		額
金額	所得のうち年四百万円を超える 八百万円以下の	・二)
金額	所得のうち年八百万円を超える	百分の二・三(現行) 百分の三(現行)
金額	現行 百分の四	・三)

4 不動産取得税関係

- (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。
- (2) 住宅及び土地の取得に係る税率(本則四%)を三%とする特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。
- (3) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。
- (5) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後二年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得が平成二十九年三月三十一日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。
- (6) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の

5 自動車取得税関係

適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(ア) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

iii エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

iii エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）

に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

iii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(エ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

iii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

(ア) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

ii 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

iii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に

百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

ii 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

iii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(エ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の四十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(7) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

iii エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(4) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のい

れにも該当するもの

- i 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - iii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - iii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- (エ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - iii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

- (フ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - ii 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - iii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラック

のうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

ii 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

iii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(エ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の六十を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(7) 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

iii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

- (イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - i 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - iii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- (ウ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - i 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - iii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

- (フ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - i 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - ii 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - iii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - i 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- i 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - ii 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - iii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- (エ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の八十を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。
- ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ウ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- (5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（(5)において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり控除額及び軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。
- ア 次に掲げる自動車について、取得価額から四十五万円を控除すること。
- (ア) 電気自動車
 - (イ) 天然ガス自動車のうち、平成二十一年十月一日（車両総重量が三・

五トンを超え十二トン以下のものは、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもの

(ウ) プラグインハイブリッド自動車

(エ) 次に掲げるガソリン自動車

i 乗用車のうち次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ii 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

(オ) 次に掲げるガソリン自動車（平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度に適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（以下「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

i 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定め

る窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること。

ii 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること。

(カ) 次に掲げる軽油自動車

i 乗用車のうち、平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

ii 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち次のいずれにも該当するもの（ハイブリッド自動車に限る。）

(i) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる自動車について、取得価額から三十五万円を控除すること。

(ア) 次のガソリン自動車

(イ) 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

i 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

ii 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) (1)イ(ウ)又は(エ)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

ウ 次に掲げる自動車について、取得価額から二十五万円を控除すること。

(ア) (2)アのガソリン自動車

(イ) 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

i 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

- (i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

ii 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) (2)イ(ウ)又は(エ)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

エ 次に掲げる自動車について、取得価額から十五万円を控除すること。

(ア) (3)アのガソリン自動車

(イ) 次に掲げるガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定

- 自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - iii エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) (3イウ)又は(エ)の軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)
- オ 次に掲げる自動車について、取得価額から五万円を控除すること。
- (ア) (4)のガソリン自動車
- (イ) 次に掲げるガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - iii エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が路線定期運行の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。
- (7) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業を営む者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。
- (9) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当

該取得が平成二十九年三月三十一日（エに掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から五百二十五万円を控除する特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が五トンを超え二十トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

イ 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

ウ 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

エ 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(10) (9)エに掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに

行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずることとした。

(11) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制
御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に
ついて、当該取得が平成二十九年三月三十一日（オに掲げるトラックにあ
っては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価
額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、平成二十六年二月十三日
以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置
に係る保安基準に適合するもの

イ 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、平成二十
八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制
御装置に係る保安基準又は平成二十五年一月二十七日以降に適用される
べきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準の
いずれかに適合するもの

ウ 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、平成
二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定
性制御装置に係る保安基準又は平成二十六年二月十三日以降に適用され
るべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準
のいずれかに適合するもの

エ 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二
十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性
制御装置に係る保安基準又は平成二十四年四月一日以降に適用されるべ
きものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のい
ずれかに適合するもの

オ 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、平
成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安
定性制御装置に係る保安基準又は平成二十四年四月一日以降に適用され
るべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準
のいずれかに適合するもの

6 狩猟税関係

(1) 狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を二分の一とする特例措置を講ずることとした。

(2) 狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者の従事者を除く。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を二分の一とする特例措置を講ずることとした。

7 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正
一定の家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率を〇・三%とする特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

第三 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正

一定の家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率を〇・三%とする特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

第四 施行期日等

1 平成二十七年四月一日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 施行期日の改正

道路交通法に規定する講習に係る手数料の改定を平成二十七年四月一日から

行うこととした。

2 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。